

酒田出張所ニュース

がんばろう！東北

第77号

平成26年8月18日発行

「工事事故ゼロを目指して」

酒田河川国道事務所事故防止対策委員会総会を開催

7月29日(火)、酒田河川国道事務所管内工事の施工に伴う、事故の発生を未然に防止し、人的、物的損失を防ぎ、工事の円滑な進捗をはかることを目的に組織している「酒田河川国道事務所事故防止対策委員会」の平成26年度総会が、酒田市内において開催されました。

総会では、はじめに業務施行や工事の安全に関する各種表彰の後、平成25年度の実施報告や平成26年度の活動方針等についての議事、庄内労働基準監督署次長による講話、安全管理における好事例の発表などを行い、最後に受注者代表による安全宣言で、平成26年度の「安全第一」と「人命尊重」について、参加者全員で確認しました。

各種表彰のうち、全137点の応募の中から選定されました5点の安全標語については、酒田河川国道事務所における工事等の事業執行において、今後1年間の事故防止啓発活動に活用させていただきます。



安全標語事務所長表彰



安全標語 左から最優秀1点と優秀4点



安全管理優良工事表彰記念撮影

不法投棄や野焼きは犯罪です！

酒田出張所では、河川パトロールを行い河川状況を監視しています。河川区域内にゴミを捨てる**不法投棄**や、ゴミを燃やす**野焼き**は、犯罪行為ですので、絶対に行わないでください。河川パトロールで発見した場合は、注意書などを設置して警告を行っていますが、悪質なものについては、警察などの捜査機関に通報するなどの措置を執っています。

不法投棄や廃棄物の焼却を行った者(未遂を含む)には、河川法や廃掃法で罰則が定められており、**5年以下の懲役**や、**1千万円以下の罰金**などが科せられます。またその行為が、会社や団体の場合は、さらに**3億円以下の罰金**となります。

河川区域を、きれいに安心して利用するために、ご協力をお願いいたします。



不法投棄を発見



野焼き箇所看板を設置し注意喚起



注意書を設置し警察に通報

編集後記

8月は、懐かしい顔が集い賑わった人も多かったのではないのでしょうか。暦の上では秋ですが、体に気をつけてお過ごしください。(I)



ご意見・問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 酒田出張所
酒田市山居町二丁目12-14
TEL 0234-22-3604 FAX 0234-22-4314
URL <http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/>



← 携帯電話「川の防災情報」はここからアクセスできます。
<http://river.go.jp/>